

第25回全国障害者スポーツ大会 競技役員等編成要項

第25回全国障害者スポーツ大会における競技役員等の編成については、この要項に基づき実施する。

1 編成方針

- (1) 競技役員等の編成に当たっては、青の煌めきあおもり国スポ・障スポ実行委員会事務局（仮称）が競技運営主管団体等と協議の上、決定する。
- (2) 競技役員等の編成に当たっては、必要最小限の人数により最大限の効果をあげることができるよう、適正かつ効率的な配置を行うものとする。
- (3) 競技役員等の編成に当たっては、県内における障害者スポーツの普及・振興を図るため、できる限り県内役員で編成するものとし、原則として、複数の競技を担当しないものとする。
- (4) 競技役員等の編成に当たっては、競技運営主管団体及び会場地市町関係者のみならず、県民総参加の理念のもと、広く県民の積極的な参加と協力が得られるよう配慮する。

2 競技役員等の種類、定義及び編成方法

競技役員等の種類、定義及び編成方法は、次のとおりとする。

種類		定義	編成方法
競技役員	審判員	直接競技の審判に携わる者	県内の有資格者又はそれに準じる者をもって編成することを原則とし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
	運営員	審判員を除き、直接競技の運営に携わる者	競技運営主管団体関係者で編成することを原則とし、必要に応じて中央及び近県競技団体関係者を含めて編成する。
競技補助員		競技役員の補助として競技運営に携わる者	競技運営主管団体等の協力を得て編成し、会場地市町及び周辺市町村に在住する当該競技関係者、中学生、高校生、大学生等をもって編成する。

3 競技役員等の調整

競技役員等の編成に当たり、競技役員等が2つ以上の役割に重複する場合には、次の原則により調整する。

- (1) 監督、コーチ及び選手と競技役員等の重複については、監督、コーチ及び選手を優先する。
- (2) 2競技以上の競技役員等の重複については、その業務内容により、関係者が協議して調整する。
- (3) 同一競技内の業務の重複については、関係者が協議し、その業務内容により重複を認める。

4 その他

この要項に定めるもののほか、必要な事項は、関係者が協議の上、決定する。